平成２２年（フ）第２２６号
奈良県御所市大字三室98番地の13
債務者　田中　淳子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２２７号
奈良県磯城郡田原本町大字新木101番地の11、住民票上の住所奈良県磯城郡田原本町82番地
債務者　但馬　佳央
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
秋田県湯沢市若葉町９番９号　コーポラス若葉Ａ201
債務者　武田　　実
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第５８号
秋田県湯沢市西新町６番１号　湯城コーポ２―７
債務者　由利　正人
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第９０号
山口県宇部市上町２丁目３番13―303号
債務者　尾坂　謙二
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１１５号
山口県宇部市大字東須恵726番地94
債務者　杉山喜美子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１２２号
山口県宇部市明神町１丁目６番21―３号
債務者　鈴村ツルエ
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１４３号
静岡県富士市松岡887番地の１　コーポラス中川303号、前住所静岡県富士市松岡856番地の３
債務者　野中　英美
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１５６号
静岡県富士市今泉７丁目２番27号、前住所静岡県富士市今泉2539番地の６
債務者　鈴木　利幸
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第８２号
秋田県大館市常盤木町12番22号
破産者　花矢タクシー合資会社
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成１９年（フ）第１７５号
群馬県前橋市千代田町１丁目１番20号
破産者　株式会社佐田住宅センター
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１４４３号
千葉県千葉市中央区松波２丁目４番17号
破産者　有限会社ラジェンダー
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４４４号
千葉市美浜区高洲３丁目６番２棟901号
破産者　及川　幸彦
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２２３号
千葉市稲毛区宮野木町823番地の６
破産者　奥田　五郎
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２２５号
千葉市稲毛区宮野木町823番地の６
破産者　奥田　浩二
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４３号
栃木県小山市犬塚３丁目９番地26
破産者　株式会社ＹＮコーポレーション
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第３８７号
千葉県東金市下武射田1955番地21
破産者　西條　隆男
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３４７号
千葉市若葉区北谷津町79番地の３
破産者　山一設備工業株式会社
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３４８号
千葉市若葉区御成台２丁目19番地３
破産者　山下　なか
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係